

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<p>保育所のしおりや市の保育実施要領などに保育理念3項目「心身ともに健やかに育成される」「児童の生活をひとしく保障し愛護する」「保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する」が明文化されている。また、保育の基本方針5項目「人として生きる力を養う」「健全な心身の発達を図る」「豊かな人間性を持った子どもを育成する」「子どもの福祉を重視した保護者支援を行う」「地域における子育て支援のために、社会的役割を果たす」も合わせて掲載されている。保育の目標である「心身ともに健康な子」「自分を大切に 友だちも大切にできる子」「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」「何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子」「自己表現のできる子」が設定されており、これらに基づいて園目標「健やかな子に」が掲げられている。年度初めの職員会議などで確認したり、事務室や各保育室に掲示して職員が日常保育活動の際にも適宜確認できるようにしている。入所説明会や年度初めのクラス懇談会などで入園資料などを用いて保護者に説明し周知して理解促進に努めており、園だよりも掲載して保護者と共有できるように配慮している。</p>

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>社会福祉事業全体の動きや子育て制度に関する法改正などの最新情報を、定例所長会・所長連絡会、社会福祉に関する冊子や保育関連の専門誌、新聞記事、インターネットなどから収集・把握して、関連する資料は事務室にて保管しており、全職員が適宜必要に応じて確認できるように整理している。市担当課などから提供される書類は職員に回覧し共有するとともに、事務室にファイリングして保管している。また、「保育所であそぼう」「園庭開放」「公開保育」などの事業を通して参加者から地域の子育て状況などの情報を把握したり、運動会や夏まつりなどの行事の際に近隣世帯の方の参加を呼びかけて交流につなげ、近隣居住者との接点を大切にして子育てニーズなどの把握に努めている。</p>
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>保護者や保護者会などから寄せられる意見や要望、アンケートの集計結果などをもとに、保育活動や施設設備の改修などの課題、前年度からの引継ぎ事項などを含めて整理し、これからの対応や改善内容などを取りまとめて記録し計画を作って対応につなげている。要望や意見などは職員間での検討・協議を行い、事業計画や行事の内容などに反映させ、取り組めるところから子どもたちの楽しい生活や発達につながる工夫や配慮に活かしている。保育の質向上に向けては、内外の研修や自主研修などの様々な研修に参加したり、職員一人ひとりの良さを活かして成長を促し、保育活動や地域との連携・交流などを進めている。</p>

—

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
<p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>		
<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>b</p>	<p>市の子育て支援に関する「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、平成31年度までの5カ年の期間で「就学前の親子への支援の充実」「子どもの笑顔を育む環境づくり」「様々な支援が必要な子どもや家庭への支援」「子育てを応援する環境づくり」の5つの基本目標が設定され、各種の子育て支援事業が展開されている。保育所に関連する主な事業では、食育の充実、第三者評価事業などが挙げられている。市の保育理念・基本方針・保育目標を受けて、保育所の保育目標が定められ、保育活動に展開されている。保育所の抱えている課題やより具体的な保育活動の推進などを考慮し、おもちゃなどの拡充整備や子どもへの提供の仕方・見せ方、保育所からの情報をどのように提供していくかなど、具体的な取り組み内容・達成目標及び指標を含めた保育所独自の中期計画策定も望まれる。中期計画の策定にあたっては、職員全員による合議を基本とする協議を進め、保育所の将来像の検討や園舎設備などの具体的な改修なども盛り込んで、職員各自の思いが子どもたちのさらなる楽しい保育所生活に活かされることを期待したい。</p>
<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>	<p>市の「子ども・子育て支援事業計画」に示されている基本目標の達成に向けて、公立保育所全体の運営計画が年度毎に策定されており、計画目標や施策等に沿って保育課程を見直して年・月・週の保育指導計画が策定されている。保育所として果たすべき子どもたちの養護・教育、保護者支援、人権保育、地域における子育て支援の役割と具体的に実施していく事業などを明確にして、保育理念・方針や保育目標、園目標の達成に向け、日々の保育活動に取り組んでいる。保育活動に関しては、年間の保育指導計画や行事計画などが作成され、計画に沿って保育の活動が進められている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>	<p>市内の公立保育所所長で構成される所長連絡会・保育所運営委員会において、年度毎に全保育所共通の運営計画が策定され、それに基づき各保育所の活動が進められている。所長連絡会は給食研究会・学習会・人権保育推進検討委員会等の係に分かれ、年度毎に活動報告を取りまとめ、保育課長への要望・次年度への課題を整理している。運営委員会は進行管理部会・運営部会・研修部会から構成されており、年度毎に報告書を作成して各保育所の保育活動・研修・安全管理などについて評価・振り返りを行っている。所長連絡会などで協議された運営計画の内容は職員会議を通じて職員全員に伝えられ、必要に応じて時間外の職員にも周知され共有されている。また、保育所における指導計画については、それぞれの対象期間毎に年・期・月・週に分けて計画及び実践の評価・振り返りを行い、職員会議等で話し合い次期計画の策定に活かしている。研修計画の内容などの情報も職員会議を通じて各職員に伝えられ周知されている。</p>
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所での年間行事計画は年度初めの保護者会で配布して説明を行い、変更などがある場合にはその都度保護者に配布物や掲示などを通して知らせている。季節に応じた行事や障害児通所施設、子育て支援センターとの交流事業「保育所であそぼう」「園庭開放」などの事業、公開保育などの取り組みを伝え、保護者との相互理解に活かしている。日常の保育に関しては、週日案を保育室内に掲示して保護者に子どもたちの活動や予定を伝えたり、その日の活動内容なども掲示して紹介することで子どもたちの保育所での様子を知ってもらっている。保育指導計画の内容なども合わせて保護者に伝えていくことで、保護者との信頼関係をさらに高めることも期待したい。また、保育活動でのねらいや子どもたちの成長などを保育課程などの具体的な計画を用いて伝えることで、保育への考え方や工夫なども合わせて知らせ、保育所への理解と協力につながる取り組みとされたい。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
<p>I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a	<p>行事後には内容や進行などについての評価・反省を行い、保護者からのアンケート調査結果をもとに今後に向けての課題などを職員間で協議し、改善や見直しに活かしている。子どもの状況に合わせてケース会議や週案会議などを行い、子どもの気になることなどへの丁寧な対応に努め、保育内容の質の向上に活かしている。また、市全体で保育所運営委員会を行い、各保育所での懸案事項や市全体で協議すべき項目などを協議し、年度末には行政への要望・次年度への課題を提示してさらなる改善につなげている。保育の計画は保育課程をもとに、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画、個別計画が作成され、年間指導計画は年2回職員会議で評価・反省を行い、月間及び週間指導計画、個別計画の評価・反省はクラス内で話し合ったり、計画立案者が個別に評価・反省をしている。週間指導計画は毎週の週案会議で実施計画を評価して、翌週のクラス体制を確認し計画の内容が年齢や発達に応じたものになっているかを話し合い決定している。進行管理表を用いて年度毎に保育活動の状況を確認し、保育の質向上に活かしている。</p>
<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a	<p>所長を中心にしたメンバーで運営や保育活動の状況を調査し、運営委員会で共有して各保育所に戻して改善に向けて取り組んでいる。また、社会福祉施設一般監査の自主点検を行い、評価を行う体制を整備して対応を進めている。年間指導計画は前期と後期に分けクラス打合せでの評価・反省を踏まえ、職員会議で検討・協議を行い次年度の計画策定に活かしている。保護者参加行事の後にはアンケート調査を行い感想や意見をまとめ、職員会議で問題点や課題などを話し合い、改善内容などを検討し、その後の保育活動などに反映させている。行事のアンケートの結果は集計して保護者に配布し、必要に応じて改善策などを合わせて伝えている。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	所長は保護者対応や保育活動全般における施設の責任者としての立場を明確にし、リーダーシップを活かして保護者や職員とのコミュニケーションを大切に、地域社会での保育拠点としての連携・協働、人権保育を進め、職員の保育活動を支援している。また、副所長は所長と連携・協力して、保育におけるリーダーとして所長を補佐し、各職員の指導・支援や保育活動が円滑に進むよう配慮している。職務分担表が整理されており、所長・副所長・保育士・給食調理員・用務員の役割が明示されており、所長などの職務分担は事務室内に掲示され、職員に向けて周知されている。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	職員研修などを通じて各種法令に関する理解を深め、習得した法律や制度等の改正点などは職員会議等の所内会議で周知・共有し、職員間での共通認識を活かしている。個人情報保護など遵守すべき法令に沿って、会議などの場を通して繰り返し伝え確認を徹底している。また、市職員の実務の手引きにはサービス内容が整理されており、各種の義務行為・禁止事項などに沿って保育活動が進められている。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	職員会議・ケース会議・行事会議・週案会議などを通して、報告・連絡・相談を徹底し、保育業務を適正に進められるよう子どもや保護者に関する情報などの職員間での共有に努めている。保育活動に関する記録の指導、保護者との対応方法やお迎え時の会話など、職員間での意思の疎通やコミュニケーションを図りながら保育における現状を把握し、課題や改善点などを積極的に話し合える環境を整えて、保育の質向上につながる様々な取り組みを行っている。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	各種会議や打合せを通じ、子どもたちや保護者に関する情報の共有に努め、その日の状況に合わせて職員が働きやすい人員配置に配慮している。また、職域を越えて意見交換が活発にできるように雰囲気作りも考慮している。資料を事前に配布したり、反省点などは予めまとめておくなど職員から積極的な意見が出せるようにも工夫している。できるだけ職員間での合議のもと、取り組みの方向が決まるように配慮し、最終的には所長が決め、職員が責任を持って取り組んでいけるよう意見を尊重するようにしている。コーナー作りの設定指導や気づきを活かしてクレヨンやマジックの使い方を工夫している。また、所長会の部会では各種書式の検討を行い、事務作業の簡略化・効率化につながる工夫も進めており、保護者からの要望なども参考にして効率よく保育所の運営ができるよう取り組んでいる。保育活動に支障が出ない無理のない範囲での節約にも努めている。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人事配置については市の基準に沿って行われ、広報なども通じて募集がなされており、保育所からは職員採用への要望などを担当課に提出している。保育所内の担任などの配置は、3月末の職員会議で各自の希望を聞き、話し合いで調整して所長が決めており、職員間での相性なども考慮して資質や経歴などに配慮しバランスよく保育所運営が円滑に進むように努めている。配慮が必要な子どもには、状況に応じて加配の職員が配置されている。また、市が求める職員像が明示されており、「一人ひとりを大切にする保育」が取りまとめられ、保育者としての基本姿勢が明示されている。環境・関わり方・受容・ことば・名前の呼び方・人数を数える時・性の違いの考え方が整理され、保護者・家庭支援、地域、職員間、個人情報保護についての基本的な方向性が明示されており、職員間で共有されている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	職員は自己申告書の書式に沿って記入を行い、市の担当課に提出して人事異動などにつなげており、職員には適宜フィードバックが行われ、希望に合わせて異動などの対応がなされている。人事評価制度は枠組みとして「能力」「意欲」「実績」のシートから構成され、副所長の面接により1次評価が実施され、さらに所長による2次評価を受けた後、市の担当課に提出される。面談による評価結果を受けてそれぞれの項目が確定される。また、「職員の給与について」という文面が整理されており、職種に応じた初任給、職務の等級に応じた職務内容などが明確にされている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の希望に合わせ、週休・夏季休暇・福利休暇が取得できるように勤務状況に配慮をしている。また、保育所間での異動に関する希望は自己申告書で提出しており、面談や日常の保育における職員とのコミュニケーションなどを通して意見など把握している。所内での担任や係などの希望は、職員会議等での協議をもとに検討し、職員の資質や経験などを考慮して所内のバランスを踏まえて対応している。県の市町村職員共済組合に加入し、組合の冊子や毎月発行される共済だよりなどから情報を得て、提携施設などの利用ができるようになっている。市の福利厚生事業にも様々な取り組みがあり、職員は適宜活用している。

<p>Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育実施要領や市立保育所研修計画の中で基本的な取り組み姿勢が明記されており、職員に配布されている。保育所運営委員会の研修部会では研修に関する計画が検討・協議され、計画は年度毎に今後の課題と合わせて報告書として整理され、次年度の研修計画に反映されている。「目標シート」を用いて「能力」「意欲」「実績」の項目について自己評価を行い、面談などを通じてフィードバックされ、個々の資質向上に活かしている。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>市の職員研修として、新人研修・役職別研修・職種別研修などが計画に沿って行われている。また、市立保育所研修計画が年度毎に策定され、それに基づき人材の育成・技能や知識の習得につながる取り組みが進められている。所内研修では内容別研修・県保育士会研修・南部地区研修・全職員が参加している自主研修や、食物アレルギー・AED・子どもの思いに寄り添った保育・人権、手遊び・手話歌などを中心に自主研修が行われている。この他、所外での研修にも職員が個別に参加し、自己研鑽に努めている。人事評価制度で用いている「目標シート」を活かして職員一人ひとりの保育士として目標・参加したい研修内容などを把握し、個別の人材育成計画として取りまとめ、人材の育成・資質の向上等につなげる工夫も期待したい。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>研修成果についての振り返りが毎年度保育所運営委員会の研修部会で行われ、次年度の研修に関する実施計画が提案されている。研修に関する案内などをもとに職員から希望を取り、自らの希望に沿って参加ができるよう勤務シフトなどに配慮して、保育業務に支障がない限り参加できるように対応している。研修に参加した職員は受講後、復命書を所長に提出しており、個々の研修成果を見直して職員会議で報告することで研修内容の再確認などに活かし、職員間での保育に関する知識や技術の習得、周知・共有に活かしている。研修に関する記録が蓄積されており、次年度の研修計画へ反映できるようにしている。さらに、個々の研修成果が保育活動の中でどのように活かされ、子どもたちの養護・教育などにどのような成長となって表れてきているのかを評価・記録するフィードバックの場も検討されたい。</p>
<p>Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>	<p>受け入れにあたっての留意点、手順などは実習生の受け入れに関するマニュアルに明記されており、マニュアルに沿って対応している。保育所では受け入れ体制を整備し、保育の専門学校・大学・看護関係の学生の実習を受け入れ、今年度も多くの実習生が来所し実習を行い、話し合いや指導の場を設けて職員と実習生双方の成長につながる機会としている。個人情報の扱いを含め、副所長を中心としてオリエンテーションを行い、職員全体に伝えて紹介している。実習生には予防接種の確認、検便の提出などを義務付けており、個人情報の守秘義務に関する誓約書にサインと押印を受けて、受け入れる職員双方における個人情報の遵守を徹底している。</p>

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	保育所の情報は市のホームページで公開されており、子育てガイドブックや保育所ガイドブック、パンフレットなどが作成されている。また、地域に向けては保育所の入口に行事などの開催に合わせてポスターなどを掲示するなど保育所の取り組みが適宜伝えられている。「保育所であそぼう」のお知らせなども掲示し、地域に居住者に保育所情報を公開しており、広報紙でも情報提供がなされている。また、保育所が所持している情報に関して公開の請求があった際には、市の個人情報保護規定に沿って的確に対応する制度が整備されている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	県や市の行政監査を受けており、市内の保育所全てが第三者評価を受審して、保育の質の向上・組織運営の効率化・適正化などに活かしている。今後も毎年3～4カ所の保育所で第三者評価を受審して、さらなる保育活動の質向上、子育て支援への積極的な取り組みに活かしていく予定である。また、保護者に向けては保護者会の際に保育に関する新しい制度について説明したり、おたよりや年間行事計画などを通して保育所での取り組みを伝えて理解につなげている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育所での夏まつりや運動会、公開保育などには、地域の居住者や子育て家庭、保護者などが参加して子どもたちとの交流を楽しんでいる。行事の際にはポスターを掲示したり、お知らせを園周辺の居住者に配布するなどして参加を呼びかけることで多くの方々の来所を促している。公開保育の際には学校の先生や民生委員、公共施設の職員などの参加があり、地域の情報を把握する機会ともなっている。また、芋掘りやタケノコ掘り、ぶどう狩りなどでは地域の農家の方との交流もあり、近隣の小学校との連携では運動会や学校公開などへの参加も行い、子どもたちの交流範囲が広がっている。近隣の居住者からはみかんを枝ごといただいたりして、子どもたちの楽しい保育所生活につながる交流がある。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	保育実施要領の中にボランティアの受け入れに関するマニュアルを準備し、保育所内の対応体制を整えて中学生の職場体験などを受け入れている。副所長がオリエンテーションで個人情報の保護に関する説明・確認などを行い、個人情報保護に関する注意事項などを説明している。受け入れにあたっては社会福祉協議会を通じて行っており、基本的な考え方・対応などを伝えており、お話し会のボランティアを受け入れ、子どもたちが職員以外とふれあうことで社会性の向上に活かしている。

<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>	<p>おさんぽマップを保育所内に掲示し、周辺の公園や神社などの社会資源の位置を伝えたり、子どもたちがどこの公園に散歩に出かけているかをマグネットで示して職員や保護者が確認できるように工夫している。発達支援相談センターや児童相談所、子育て支援センターなどとの連携を活かした対応を進め、市役所などからの配布物を保育所内に置いて保護者に配布したりしている。保健センター、社会福祉協議会、警察署、消防署、地区の区長と連携して地域に根ざした保育所を目指している。地域の子育て支援施設として、市役所・発達支援相談センター・保健センター・児童相談所、医療機関では嘱託の小児科医・歯科医などと必要に応じて連携が取れるように配慮している。職員会議を通して職員にも周知し、必要に応じて迅速な対応が取れるように努め、保育活動の充実・子どもたちの健康管理・安心安全対応に活かしている。交通安全や防犯、不審者対応の指導を受けたり、臨床心理士や作業療法士の巡回相談や指導を受けており、就学に向けた相談員の巡回指導などを行い、近隣の小学校との交流や連携にも力を入れている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a</p>	<p>交流保育では子育て支援センターでご案内を配布してもらい、地域の子育て家庭の子どもがクラスに入って在園児と一緒に遊んだりしてふれあっている。園庭開放でも地域の子どもたちが水遊びやボールなどをして楽しむ姿も見られ、「保育所であそぼう」では子どもたちと交流してもらい、保育所での生活の一端を体験してもらっている。また、保育所にはAEDが設置されており、職員は講習会を受講して緊急時の対応にも備えている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>行事後のアンケート、保育所であそぼうや子育て支援センターを通しての園庭開放、公開保育、交流保育などを行い、地域の子育て家庭支援につながる情報収集をしている。また、見学会などの際にも参加者から話を聞いたり、保護者とのコミュニケーションで地域における子育てニーズなどの情報を直接収集・把握するように努めている。行事関係のお知らせを配布する際にも地域における情報把握を行い、保育に活かしている。また、市の担当課や社会福祉協議会、民生委員などからの具体的な福祉ニーズの把握も行っており、所長連絡会では各保育所の所在地域での待機児童の情報などを把握して保育に関する対応につなげている。地域の子育て家庭に向けて、保育所での夏祭りや運動会などの行事への参加を促し、保育活動に触れてもらう取り組みを行っている。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	業務にあたって必要な内容などは保育実施要領として整理し全職員に配布しており、保育実施要領は事務室にも常備して、全職員が必要に応じていつでも確認できるよう配慮している。守るべき倫理や規範などは保育所職員ハンドブックの書面に取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に努めている。県全体の人権保育の研修会に参加したり、職員会議や自主学習会で子どもの思いに寄り添った保育についての協議を行い、職員間での共通認識と対応の向上などに活かしている。また、保育所内研修やAED講習、食物アレルギー対応で必要となるアドレナリン自己注射の講習を受けるなど、子どもたちの安心と安全につながる取り組みも積極的に行っている。保育に関する情報などは職員全員で共有し気づきに活かし、朝礼を通して子どもや保護者に関する情報、引き継ぎ事項などを周知して保育活動にあたっている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保育所職員ハンドブックを用い読み合わせを行うなど、人権保育の推進と合わせて保育職員としての個人情報の守秘義務についての共通認識を向上させている。マニュアルや保育実施要領の中に子どもたちのプライバシー保護への配慮などが明示されており、全職員が周知・共通理解をしている。保護者からは個人情報や写真のホームページ・園だよりへの掲載などに関して同意書を提出してもらい確認している。また、子どもたちの個人記録・資料（児童票等）はファイリングシステムの手引きに沿って個別のファイルで管理し、事務室の鍵のかかる書棚に保管しており、修了にあたって児童要録などの小学校への提出についても保護者からの同意を得ている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	園の概要などの情報は市の広報誌やホームページ、ガイドブックなどで公表されており、保育目標やデイリープログラム、年間行事予定などが掲載されているイラスト入りの三つ折りのパンフレットを作成して見学者に配布している。見学者には希望の日時を聞き都合に合わせて対応し、パンフレットをもとに所長が園内を案内し説明をしている。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所の説明会は3月上旬の土曜日に保育所毎に行い、入園のしおりをもとに保育所の理念や保育方針、園目標、年間の主な行事などを所長が説明をしている。所長、副所長、主査が子どもの成育歴などの個別の聞き取りを行っている。保育所のしおりに基づくサービス内容の詳細な説明を行い、保護者から説明内容に関する同意を得る仕組みが整い対応が進められている。また、クラス懇談会ではクラスの目標や保育活動の内容などを説明して保護者の理解と協力につなげている。アレルギー対応の必要な子どもに関してはマニュアルに沿って説明を行い、保育士・調理師が連携して適切に対応している。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内の公立保育所への転園の際には、個人記録や健康記録などの原本を転園先に引き継ぎ、市内私立保育所にはコピーしたものを渡して継続した保育支援につながるよう配慮している。家庭保育に変更になった場合にも作品集を取りまとめて渡している。修了児には夏まつりや運動会などの行事へのお誘いの案内をして参加を促している。

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
<p>Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>親子遠足、夏祭り、運動会などの保護者参加の行事毎にアンケート調査を行い、意見や要望などを把握して整理し、結果を保護者に周知して次年度の行事内容の改善などに反映させている。保護者からの意見や要望などを受け入れやすい雰囲気を作っており、クラス懇談会、個別面談、保育参加を通じて把握した意見や要望などは職員会議で共有し協議を行い、保育活動の改善・工夫や設備などの改修に活かしている。また、保護者会連合会でもアンケート調査を行い、保育所や市への意見などを取りまとめ、保育の上昇につなげている。保護者から寄せられた要望などには対応できることからできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などで保護者に向けて説明し伝えている。保育参加への希望を取り、随時予約をしてもらい受け入れており、保育活動の実践に触れたり子どもたちの様子など知ってもらい給食の試食も提供し、保育所への理解と協力などに活かしている。</p>
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
<p>Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>日頃からのコミュニケーションに心がけ、送迎時の保護者との会話や気軽に相談に応じることができる雰囲気作りに努め、保育所では保護者との関係・連携を大切にしている。必要に応じて保育参加などの機会には、保護者からの相談を受けるなどの対応も行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別面談、行事後のアンケート調査、日々の会話などから把握している。把握した意見や要望については職員会議などで検討・協議を行い、保育所たより・クラスたよりで報告するとともに所内に掲示をして周知を図っている。また、保護者が意見などを出し易いよう、保育所内にご意見箱を設置したり、第三者委員の紹介を掲示している。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所のしおりに「ご意見・ご要望について」の項目を明記し、意見などの提出方法、苦情受付担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員の名前を記載して周知している。また、ご意見・ご要望については直ちに丁寧に対応し、必要なことは所内の掲示板でも広報し全体に伝えている。苦情対応については、市保育課と連携を取り、職員間で対応策を話し合い、できるだけ迅速に解決できるように配慮している。１・２歳児親子のふれあい交流を行い、保護者同士でコミュニケーションが取れる機会も提供し、保育所に対して意見などが述べやすい環境づくりにも努めている。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者から寄せられたご意見・ご要望については、朝礼や職員会議で職員間で共有し検討を行っている。また、担任や所長が保護者と速やかに話し合い個別に対応する配慮もしており、できるものは迅速に対処するように努めている。保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、同様にできるものから迅速に対応などを行っている。</p>

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	危機管理の定義・目的・手順から危機管理体制の整備、危機の予知・予測及び未然防止に向けた取り組み、ケガや乳幼児突然死症候群、交通事故、迷子の想定などの事故（災害）発生時の対応、保健・衛生管理、対応の評価と再発防止に向けた取り組みなどが取りまとめられた保育所危機対応要領が策定されており、職員間で共有・周知されている。保育所危機対応要領には、地震・火災・台風・水害などの災害時の対応が盛り込まれており、毎月の避難訓練や定期的な総合避難訓練などを行い、緊急時の対応に関するシミュレーションによりいざという時に備えた対応が実施されている。また、毎年ヒヤリハットに関する報告をもとに、注意事項を記載したヒヤリハットマップを作成して保護者や職員間での注意喚起につなげている。毎月の避難訓練など、散歩や所外行事の際の対応としては連絡体制を整備してリスク管理に努めている。年２回不審者対応訓練を行い、不審者情報などは市からファックスなどを利用して保育所に一斉配信され、掲示と口頭などで職員及び保護者に周知され対応に活かしている。不審者への対応の検討も進め、防犯灯を設置して保育所周辺の居住者にも周知している。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	子どもたちには散歩から帰ったら手洗い・うがいを徹底し、手洗い指導を行うなど健康に配慮した生活に努めている。感染症マニュアルに沿って職員・保護者に周知し、子どもたちの安全確保に取り組んでおり、嘔吐対策として消毒液などの準備も毎日行っている。また、感染症の流行の時期には保健だよりで情報を提供し注意喚起に活かしている。所内で感染症が発生した際には、各クラスに掲示を行い、保護者に周知して予防につながる対応を進めている。月２回市内の感染症の流行情報が市から提供され、事前の対策につなげている。
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	施設内設備に関しては早番職員が毎日点検し朝礼でも確認しており、年齢別のチェックリストでも毎月の確認を行っている。施設内設備・固定遊具・年齢別のチェックリストが準備されており、定期的に確認を行い、子どもたちの安全確保に活かしている。副所長がリスクマネージャーに配置され、チェックリストの確認を検証している。災害伝言ダイヤルなどのIT情報共有システムの活用訓練にも取り組んでいる。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	行政としての保育実施要領や保育所職員ハンドブックなどが作成され、それに基づいて保育所の活動が行われている。保育所独自には早番・遅番の手順書などを作成して全職員に配布し、確認を行い周知・共有して保育にあたっている。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	園のしおりの全園共通部分は所長連絡会で毎年見直し修正が行われており、保育所独自の部分については年度末に職員で見直しを行い改善部分を差し替えている。保育実施要領は所長を中心にした運営部会で見直しが行われ、必要に応じて変更・改定を行い各園に報告して共有されており、全職員に配付し保育に活用している。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別 的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園時に保護者との面談で家庭状況や成育歴な どを聞き取り、入園後は送迎時の保護者とのや り取りや日常の保育を通して子どもの様子の把 握をし、年間指導計画や毎月立案する全園児の 個別計画に活かしている。行事や外部からの訪 問者がある時には日案を作成し、その日の保育 の内容がわかるように配慮している。週の予定 表はクラスに掲示して保護者に向けて保育の計 画がわかるようにしている。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計 画の評価・見直しを行っている。	a	保育の計画は保育課程をもとに、クラス毎の年 間指導計画・月間指導計画・週間指導計画が作 成され、計画に沿った保育が行われている。年 間指導計画は前期と後期の年２回クラス毎に評 価・反省を行い、職員会議で報告され見直しや 改善が行われている。月間指導計画や週間指導 計画はクラス毎に担当者が立案して所長・副所 長に提出し、月末・週末にクラスで評価・反省 を行い、次期の計画に反映している。個別計画 はクラス担当が子どもの成長が見られたところ と次月への課題を記入して所長・副所長に提出 している。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス 実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化し ている。	a	週間指導計画と実施内容の記録に毎日の保育活 動の様子と評価・反省が記録されている。保育 所独自で場面考察と個人記録の用紙があり、保 育場面のエピソードをタイトルを付けて具体的 に記録したり、個別の子どもの様子を丁寧に把 握し記録している。月一回の職員会議や週案会 議・ケース会議などで子どもの状況や気になる 子どもの状況が報告され、話し合いを通して共 有できるようにしている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体 制が確立している。	b	入園時に保護者から聞き取った子どもの生活状 況や生育歴・健康記録・成長の記録などの個人 の情報に関する記録は、行政のファイリングシ ステムに基づき書類などの管理が徹底され、更 新と廃棄が規定に沿って行われている。事務所 の書棚は早番の職員が鍵を開け、遅番職員が施 錠管理することになっており、書棚の鍵の管理 方法も検討されたい。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	市の保育理念や基本方針・保育目標に基づき、保育所の保育目標を決めている。大人のあたたかい愛情のもとで一人ひとりの子どもが生き生きと輝いて生活し、のびのびと成長できるようにと考え、保育課程を編成している。保育課程は毎年年度末に見直しており、基本的な保育への取り組み方針に沿って保育にあたっている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	d	0歳児保育は実施していないが、2歳児以下のクラス環境は清潔で安全な環境を作り、一人ひとりの育ちの状態に応じた保育を心がけている。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	年間指導計画をもとに個別計画を月毎に作成し、計画に沿って一人ひとりの発達に応じた関わりができるように心がけている。個別計画は月の初めの子どもの姿から保育者の配慮や援助をもとにして、子どもへの支援が行われている。月末には子どもの様子と共に成長が見られたところと翌月への課題を明記している。具体的な活動は週案会議で話され、週間指導計画が立案されている。トイレトレーニングでは強制にならないようにしながら家庭の協力をお願いしたり、噛みつく子どもの把握をして遊びの方向を変えるなど、保護者の協力を得ながらきめ細かい保育を行うように配慮している。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育課程に基づき、養護と教育の5領域の年間計画や月間指導計画が作成されている。個別の指導計画が毎月立案され、子どもの姿を踏まえた保育者の支援や配慮ができるようにしている。週案会議で3歳児以上のクラス間で連携を取り合い計画を作成して保育活動を進めている。歌集会で手遊びを楽しんだりリズム遊びをするなど、発達に応じた身体づくりに取り組んでいる。年長児の課題として一人ひとりを大事にした関わりの中で、褒めることを積み重ねる中でやさしさや相手を思いやる心が育つようにしたいと考え、取り組みの中で折り合いをつけて保育に盛り込み、子どもとの関わりを丁寧に行っている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	市の子育ての目安をもとに幼児期と小学校教育とを円滑に接続できるよう接続期プログラムを作成している。退職校長による巡回相談の仕組みがあり就学に向けての講和会を開催したり、小学校訪問など交流する機会を設けている。年長クラスでは例年2月から午睡を無くし、就学に向けた生活サイクルの習得につなげる対応をしている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>各クラスには年齢にふさわしい遊びができるように遊びのコーナーを設けたり、ゆったりと食事や午睡ができるように室内配置を工夫している。1歳児室にはベットと戸板を活用したすべり台を設置したり、廊下の一角に手先の遊びなどのコーナーを設け何時でも自由に遊ぶことができるスペースを設けている。ヒヤリハットマップを掲示して園内の安全に配慮している点を保護者に向けて知らせている。また、保育所内の修繕計画を作成し、小さな修理は職員が行うようにしたり、所内の壁を手分けして塗り替えるなどの取り組みをしている。毎月施設内の設備点検や安全点検のチェックを行い、子どもが心地よく安心して安全に過ごせるように努めている。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣が身につくよう個別の計画を作成し、個別の子ども状況にあった働きかけができるように配慮している。年長児は歯みがき指導を毎日行うようにしており、食後には全園児が麦茶を飲むよう働きかけをしている。食事の後すぐに午睡の時間にじっくり寝ることができるように園庭に出て遊ぶようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協動的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>遊びは環境が大事だと考え、週案会議などを使って職員間でよく話し合い環境の工夫ができるようにしている。伝承遊びや泥・砂などの遊びを知らない子どもが多いことから、経験のある職員を中心に泥団子作りなどの遊びの楽しさを知らせるようにしている。週1回はリズム遊びや歌集会など異年齢で遊ぶ機会を作り、年齢を超えた関わりを大事にしている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>園舎の周りには公園やグラウンド・田畑・原っぱなどの自然に恵まれ、林の中を探検したり、斜面を上り下りするなど五感を使った遊びを楽しむことができる環境がある。テラスにおさんぽマップが掲示され、散歩に出かけるとマグネットで散歩先を明示して保護者に知らせるなどの工夫がなされている。年長児はナスやトマト、ねぎや小松菜などを育て、みんなで食べるために調理をしたり、芋掘りをして芋汁を作るなどの経験もしており、集団での取り組みや食への興味を育てている。散歩では消防署に行きあひさつや交流をしたり、集団で歩く際には社会のルールを知らせる機会として活用している。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>日常的に絵本や紙芝居に触れる機会をもっており、絵本の良さを保護者にも伝え、本の貸し出しを行っている。貸し出しは1回に1冊で返したらまた借りるなど、自由に借りることができるようになっている。月1回年長向けに地域の語り部の方のお話会があり、素話や絵本の読み聞かせが行われ、話し言葉に触れる機会を持っている。</p>
A-1-(3) 職員の資質向上		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画は年2回の反省・評価が行われて次年度に活かしている。週間指導計画は保育の実施内容の記録とセットになり、日々の実践の評価・反省が行われ、次期への計画に活かすことになっている。日々の保育活動は週案会議で検討確認がなされ実践が行われている。「能力」「意欲」「実績」の3つの項目から構成される「目標シート」で職員が自己評価を行い、面談などを通じて評価がフィードバックされ、職員個々の資質及び保育の質向上に活かしている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	a	<p>市で作成している保育実施要領にある保育内容の設定や保育方法の保育者としての役割に基づき、個々の個性を理解し、子ども一人ひとりに寄り添いながら接するように心がけている。日々の子どもの姿については、連絡帳や健康連絡ノートで家庭での様子を把握し保育活動に活かしている。月毎の個別計画を全園児分作成し、子どもの姿や保育者の援助、配慮をもとに保育活動が営まれ、次月の課題改善につなげている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	a	<p>配慮が必要な子どもの保育にあたっては個別指導計画を作成し、日々の保育が丁寧に営まれるようにしている。保護者の同意のもと、年2回の心理相談員や作業療法士などの巡回を受け、関係機関と連携をしながら専門的な相談や助言、指導を活かしながら保育活動を行っている。専門相談員の助言内容は保護者にも伝え家庭での取り組みにもつなげ、職員間でも共有できるようにしている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。</p>	a	<p>長時間の保育の時には、のんびりゆったりと過ごせるようにクラス毎で過ごすようにし、子どもの人数が少なくなる6時から全クラス合同にしている。長時間のためのおもちゃを用意し、好きな遊びが楽しめるように工夫している。時間外保育日誌には朝の8時30分時点と夕方5時と6時・6時31分以降のクラス別人数と氏名を把握できるようになっている。時間外保育日誌には子どもの活動の様子や記述がないことから、生活の連続性という視点からもどんなことをして遊んでいたのか、子ども変化などの記録を期待したい。</p>

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>家庭での子どもの健康状態は登園時の健康観察、乳児は連絡帳、幼児クラスは健康連絡ノートで睡眠や朝食・排便などの状態を把握し、保育をする上での個別の配慮に活かしている。入園時に保護者から提出してもらった既往歴や健康記録などを健康管理に活用している。年2回行われる定期健康診断や歯科検診、毎月の身体計測などの結果は記録され、保護者に知らされている。裸足や薄着での保育にあたっては保護者と話し合いながら進めるようにしている。児童確認表で睡眠時の状態を確認し、乳児クラスは体位の方向を矢印で記録するようにしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>クッキング保育が計画され、年度の初めには5歳児を中心によもぎ団子づくりが企画されている。行事の時にはホールで異年齢で会食を楽しむ機会があり、テーブルクロスを敷いて、花を飾るなど日常とは違う雰囲気を楽しむこともある。誕生会の会食では誕生児に型抜きをした野菜を載せたり、旗を立てるなどして生まれたことをみんなで祝う日にするなど、食事を楽しむための様々な工夫をしている。園庭の果物が美味しくなる時期には子どもたちに取りたての果実の味を楽しんでもらうなど、食への関心を高める工夫もある。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>市内の所長、看護師、栄養士で構成された給食研究会事務局が不定期で開催され、検討・協議が実施されている。毎月、給食調理師が参加して行われる給食研究会では献立内容の反省と検討が行われている。毎日の子どもの喫食状況や給食の味付け・盛り付け・量などを検食簿に記録し、献立の作成に活かしている。また、子どもの状況をみながら食べやすいように刻みを工夫するなど、きめ細かい配慮をしている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回行われる健康診断や歯科検診の結果は児童票の成長の記録欄に記入すると同時に結果を保護者に伝えている。身体計測は乳児クラスは毎月、幼児クラスは隔月に実施して記録し、保護者に伝えられている。5歳児の歯みがき指導は年度の後半に実施する予定になっており、食後には全園児が麦茶を飲み口腔の衛生に配慮している。</p>

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>食物アレルギー対応マニュアルに基づき保護者からの申請と医師の生活指導管理表を提出してもらい対応している。月1回献立表に基づき、保護者と園長、調理師、担任と献立会議を開き、献立内容を確認して給食を提供している。アレルギー食の提供時には配膳口が別があり、水色のトレイにアレルギー児用の食器を載せ、担任と給食担当が確認して配膳している。食べる場所は職員が間に入り、御代わり用の鍋を用意して食事の量にも配慮している。年1回医師の指示書を提出してもらい、解除の時は家庭で3回食べてから園でも解除するようにしている。職員がアドレナリン自己注射の研修を受け、必要に応じて適切に対処ができるようにしている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理マニュアルや保育実施要領の冊子の項目に食品に関する事故対応・細菌検査保菌者対応・食中毒対応についてがあり、それに沿って対応している。調理の健康管理チェックや調理室の施設点検を実施し、衛生状態に配慮した体制が整備されている。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の献立予定表や市の給食研究会発行の給食便りを保護者に配布している。保護者が記入する毎日の連絡帳や健康連絡ノートの食事欄で食事の内容を把握できるようになっている。事務所の玄関側に給食のサンプルを展示（6月から9月はフォトフレームでクラスの様子なども入れて展示）したり、保育参加で試食会を行い、食への関心を深める機会にしている。保護者の献立内容への問い合わせがある時にはレシピを渡すなどの対応をしている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>送迎時に子どもの様子を口頭で伝えたり、週の保育活動の予定や保護者参加の行事には日案を掲示するなど、保育所での保育の様子に関心を持ってもらう機会をつくっている。保護者からの子育てなどの相談に応じ、気持ちに寄り添った対応を心がけるようにしている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月園便りを発行し、誕生児や月の行事予定を記載し知らせている。年間3回クラス懇談会があり、クラスの保育目標や子どもの様子を伝えたり、意見交換をする場をつくっている。また、行事を見てもらったり保育参加を呼びかけるなど、子どもの保育所での活動を見る機会をつくり、子どもの育ちや保育所の取り組みを理解してもらおう機会を提供して、保育活動への協力につながるように配慮している。</p>
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>市が作成した虐待対応マニュアルがあり、それに基づいて対応している。登所時の健康観察や着がえ時の身体確認、保護者の様子の観察などを意識して見ていくように配慮している。疑わしい事例があった場合には市の担当課に連絡をするなど、関係機関と連携できるようにしている。</p>